

茨木市立男女共生センター相談事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、自らが抱える様々な問題を解決しようとする市民等に対し、市が茨木市立男女共生センター（以下「センター」という。）において相談を受ける事業（以下「相談事業」をいう。）を実施することにより、市民等の抱える問題の解決を図り、もって市民等の人権擁護及び自立支援に資することを目的とする。

(相談の種類、実施日及び時間)

第2 相談の種類、相談を実施する日及び時間は、別表のとおりとする。

(相談員)

第3 相談を受ける者（以下「相談員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 男女共同参画の視点を有し、かつ、相談に関する事前研修を受けた者
- (2) 弁護士
- (3) 専門相談員
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(相談場所)

第4 相談を受ける場所は、センター内の相談室とする。

(利用の申込み)

第5 相談をしようとする者は、相談の種類、相談を希望する日及び時間を相談を希望する日の前日までにセンターに口頭により申し込まなければならない。ただし、特別の事情により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(相談費用)

第6 相談に係る費用は、無料とする。

(相談の記録保存)

第7 相談員は、次の各号に掲げる相談の種類に応じ、当該各号に定める書面により相談に関する記録を行うものとする。

- (1) 女性面接相談及び専門家による女性の生き方・自立相談 相談受付表（様式第1号）及び面接相談記録表（様式第2号）
- (2) 女性電話相談及び男性電話相談 電話相談記録表（様式第3号）
- (3) ワムワムよりみちトーク ワムワムよりみちトーク記録表（様式第4号）
- (4) 女性法律相談 法律相談受付表（様式第5号）

2 前項に規定する記録の保存期間は、相談が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(専門相談員)

第8 相談事業に係る次に掲げる業務を行うため、第3第3号に掲げる専門相談員をセンターに置く。

- (1) 相談事業の円滑かつ適正な実施に関する事。
- (2) 第3第1号に掲げる相談員への助言又は指導に関する事。
- (3) 相談事業のための調査及び研究に関する事。
- (4) 前3号に掲げる業務に付随する事。

2 専門相談員は、男女共同参画についての関係法令、制度等に精通し、かつ、相談業務の経験者若しくは有資格者又はこれらに準ずる者のうちから、市長が任用する。
(相談員の研修等)

第9 相談員の相談技術等の向上を図るため、相談員を対象とした研修を実施する。

2 相談事業の円滑化及び適正化を図るため、相談員連絡会を必要に応じて実施する。
(秘密保持)

第10 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、相談事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期間)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市立男女共生センター相談事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表（第2関係）

相談の種類	実施する日	実施する時間
女性面接相談	月曜日、水曜日、木曜日、金曜日及び土曜日	午前10時から午後4時まで
女性電話相談	月曜日、水曜日、木曜日、金曜日及び土曜日	午前10時から午後4時まで
女性法律相談	毎月第3木曜日及び毎月第3土曜日	午前9時30分から午後0時30分まで
専門家による女性の生き方・自立相談	随時	随時
ワムワムよりみちトーク	随時	随時
男性電話相談	随時	午後6時30分から午後9時30分まで

備考 次に掲げる日は、相談事業を実施しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- (3) その他市長が必要と認める日

相 談 受 付 表

ふりがな		生 年 月 日	年 齢
氏 名		年 月 日	歳
住 所			
電話番号	() - 携 帯	電話連絡可否	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能
相談経路	<input type="checkbox"/> 広報 <input type="checkbox"/> 市役所の窓口 <input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> くちこみ <input type="checkbox"/> その他 ()		
働き方	<input type="checkbox"/> フルタイム <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 ()		

◎相談したい事

◎家族構成

	続 柄	氏 名	年 齢	続 柄	氏 名	年 齢
同居者						
関係者						

初回 年 月 日

担当者 _____

様式第2号（第7関係）

面接相談記録表

担当者

年 月 日 ()		時 分～ 時 分
		所要時間 (時間 分)
主 訴		分 類
相談者 氏 名		
		男・女 歳
住 所		電話番号
相談内容		
対 応 傾聴・紹介・その他 () 対応の概要		
分 類 新規・終結 継続 (前回 年 月 日) (次回 年 月 日)		

様式第3号 (第7関係)

電話相談記録表

担当者

年 月 日 ()		時 分 ~ 時 分
所要時間 (時間 分)		分類
主 訴		分 類
相談内容		
対 応 傾聴・紹介・その他 () 対応の概要		

様式第4号（第7関係）

ワムワムよりみちトーク記録表

担当者

年 月 日 ()	時 分～	時 分
テーマ		
参加者		
内 容		
備 考 (感想等)		

法 律 相 談 受 付 表

秘密は厳守します。差し支えない範囲でご記入ください。

ふりがな		生 年 月 日	年 齡
氏 名		年 月 日	歳
住 所			
電話番号	() - 携 帯	電話連絡可否	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能

◎相談の種類（必要な□にチェックをしてください。）

相談内容	<input type="checkbox"/> 金銭関係 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他
相談経路	<input type="checkbox"/> 広報 <input type="checkbox"/> 市役所の窓口 <input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> くちこみ <input type="checkbox"/> その他（ ）
働き方	<input type="checkbox"/> フルタイム <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他（ ）

◎相談したい事

※ 以下の欄は、弁護士記入欄となりますので、記入しないでください。

相談種別	1 結婚・離婚関係	2 家庭問題関係	3 相続関係
	4 金銭関係	5 近隣関係	6 医療関係
	7 不動産賃貸関係	8 不動産一般関係	9 交通事故関係
	10 損害賠償関係	11 教育問題関係	12 その他
備考			

初回 年 月 日

担当者 _____